

## 別表六の二（十九）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の3第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 各連結法人において平成28年改正前の措置法（以下「平成28年旧措置法」といいます。）第68条の14第5項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第68条の15第5項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは平成27年改正前の措置法（以下「平成27年旧措置法」といいます。）第68条の9第11項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合又は措置法第68条の67第1項（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合の記載は、次によります。

(1) 「（別表一の二「5」+「7」）のうち帰せられる金額5」は、「別表一の二「5」」の金額から、平成28年旧措置法第68条の14第5項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平成28年旧措置法第68条の15第5項の規定の適用がある場合には同項の規定の適用を受ける金額を、平成27年旧措置法第68条の9第11項の規定の適用がある場合には同条第1項から第3項まで（平成27年旧措置法第68条の9の2第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定に係る部分の金額を、それぞれ控除して計算します。

(2) 「（別表一の二「5」+「7」）のうち帰せられる金

額5」は、別表一の二「10」の外書の金額のうち各連結法人に帰せられる金額を同欄の上段に外書として記載します。

(3) 「 $\frac{\text{仮計}}{(5) \text{ と } (6) \text{ 又は } (7) \text{ のうち多い金額 } 8}$ 」及び  
「住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額  
 $\frac{(8) - (9)}{(5) > ((8) - (9)) \text{ の場合は } (5)}$ 」<sup>10</sup>

の各欄は、上記(2)で外書きした金額を「(5)」に含めて計算します。

3 「 $\frac{\text{仮計}}{(5) \text{ と } (6) \text{ 又は } (7) \text{ のうち多い金額 } 8}$ 」は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が措置法第68条の9第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人（連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。）が平成31年4月1日前に開始した連結事業年度にあつては、平成31年改正前の措置法第68条の9第8項第5号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結法人又は同法第42条の4第8項第7号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）に規定する農業協同組合等）である場合には「(6)又は」を消し、その他の場合には「又は(7)」を消します。

4 「控除対象個別帰属調整額等9」は、措置法令第39条の45の3第1項各号（認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除）（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合があります。）に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載します。

5 「住民税額控除額  
 $(10) \times \frac{2.58 \text{ 又は } 1.4}{100}$ 」<sup>11</sup> は、令和元年10月1日

以後に開始する連結事業年度にあつては「2.58又は」を消し、同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は1.4」を消します。